

各 道 府 県 税 務 主 管 部 長
東 京 都 主 税 局 長
(都 道 府 県 税 担 当 課 扱 い)

} 殿

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の
適用停止等に伴う課税の取扱いについて

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の9の規定により、揮発油価格高騰時には、軽油引取税の税率の特例規定の適用を停止することとされているところです。この取扱いに関し、軽油引取税の特別徴収義務者（法第144条第1項第2号に定める元売業者又は同項第3号に定める特約業者をいう。以下同じ。）が特別徴収義務者以外の販売業者（法第144条の34により事業の開始を届け出ている石油製品販売業者をいう。以下同じ。）との間で軽油の委託販売を行う場合の課税関係等について、下記のとおり考え方を整理しましたので、これを踏まえて、各都道府県におかれては適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、この整理について、関係業界や軽油引取税の特別徴収義務者、販売業者に周知徹底するよう、併せてお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止について

軽油引取税の税率は、法第144条の10の規定（15,000円（本則税率））にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とされている（法附則第12条の2の8）が、揮発油価格高騰時においては、以下のとおり、この特例規定の適用を停止する措置が講じられている。

各都道府県においては、揮発油価格の動向等に留意しつつ、特例規定の適用停止時の税率変更に伴う課税事務に遺漏のないよう万全を期するようお願いする。

- (1) 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用がある場合において、連続する3月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも1リットルにつき160円を超えることとなった旨を財務大臣が告示したときには、当該告示の日の属する月の翌月の初日以後に揮発油の製造場から移出等される揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税については、税率の特例規定の適用を停止することとされている（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第89条第1項）。この際には、当該告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合における軽油引取税についても、同様に、税率の特例規定の適用を停止する（法附則第12条の2の9第1項）。
- (2) (1)により揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用が停止されている場合において、連続する3月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも1リットルにつき130円を下回ることとなった旨を財務大臣が告示したときには、当該告示の日の属する月の翌月の初日以後に揮発油の製造場から移出等される揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税については、(1)にかかわらず、税率の特例規定を適用することとされている（租税特別措置法第89条第2項）。この際には、当該告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合における軽油引取税についても、同様に、(1)にかかわらず、税率の特例規定を適用する（法附則第12条の2の9第2項）。
- (3) (1)及び(2)の揮発油の平均小売価格とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査で財務省令で定めるものの結果に基づき、財務省令で定めるところにより算出される金額をいう（租税特別措置法第89条第3項）。具体的には、小売物価統計調査による主要都市（県庁所在市及び人口15万以上の市）の「自動車ガソリン（レギュラー）」の小売価格の平均によることとされている。

2 軽油の委託販売を行う場合の課税関係等について

軽油引取税の特別徴収義務者が特別徴収義務者以外の販売業者との間で軽油の委託販売を行う場合の課税関係等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 軽油の委託販売の課税の取扱い

軽油引取税の特別徴収義務者が他の販売業者に軽油の販売を委託している場合については、当該委託を受けた販売業者が軽油を引き渡した時点で、特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われることになる。したがって、この場合、税率は当該引渡しの際の税率が適用される。

(2) 委託販売軽油の取扱い

販売業者が販売する軽油が特別徴収義務者の委託販売軽油に該当するか否かは、販売業者と特別徴収義務者との間で委託販売契約が結ばれていること

を前提として、次の①及び②により、一定期間継続して、特別徴収義務者が委託先の販売業者の軽油の仕入れ、販売、在庫数量について実質的に把握しているか否かにより判断することとなる。

① 販売業者における手続（以下税率変更日の属する月の前月の仕入れに係るものを例示する（②において同じ。）。）

都道府県においては、販売業者が以下のアからエまでの手続をすべて適切に行っているか確認するものとする。

ア 委託販売契約を締結している場合の税率変更日の属する月の前月中の引取りについて、特別徴収義務者ごとに分けて仕入れ、販売、在庫数量を把握している（帳簿等への記載、証拠書類等の保管）。

イ 委託販売契約を締結している場合の引取りにより仕入れた軽油について、税率変更日の属する月の前月中の販売量と同月末日の軽油の在庫数量を「在庫管理台帳の写し」等の在庫数量を証する書類を添付の上、特別徴収義務者へ速やかに報告している。

ウ イの在庫軽油の税率変更日以降の販売量を毎月ごとに翌月10日までに（税率変更日の属する月の末日前に完売した場合は、完売後速やかに）特別徴収義務者へ報告している。

エ 在庫軽油の払い出しは、「先入先出法」によるものとし、税率変更日の属する月の翌月以降も在庫となる場合又は税率変更日の属する月中に完売した場合は、それを証するイの書類を添付の上、特別徴収義務者へ報告している。

② 特別徴収義務者における手続

都道府県においては、特別徴収義務者が以下のア及びイの手続をすべて適切に行っているか確認するものとする。

ア 特別徴収義務者は委託先の販売業者が販売する軽油について特別徴収義務を負うものであり、上記①により委託先の販売業者の軽油の販売量等を適確に把握するとともに、販売業者から提出された書類を管理、保存している。

イ 特別徴収義務者が都道府県へ申告納入をする際、軽油引取税納入申告書（第16号の10様式）に「委託販売数量明細書」、販売業者から提出された「在庫管理台帳の写し」等の在庫数量を証する書類の写し及び「委託販売契約書の写し」が添付されている。

なお、販売業者が販売する軽油が特別徴収義務者の委託販売軽油に該当する場合であっても、税率変更日の属する月の前月末日の在庫軽油が完売した場合には、当該在庫軽油が完売した日の属する月の翌月分以降については、従来と同様の軽油引取税の申告納入を受け付けて差し支えない。当該申告納入を受け付ける場合においては、①及び②の手続の確認は要しない。

(3) 再委託販売等の取扱い

① 次のア又はイについても、(2)の「販売業者と特別徴収義務者との間で委託販売契約が結ばれている」に該当するものとして、(2)の委託販売軽油と同様の取扱いを認めて差し支えない。

ア 特約業者が他の特約業者に軽油の販売を委託している場合において、特別徴収義務を負う特約業者と委託を受けた特約業者との間で委託販売契約が結ばれているとき。

イ 販売業者又は特約業者と特別徴収義務者との間に直接委託販売契約が締結されていない場合において、販売業者又は特約業者が特約業者又は元売業者から現実の納入を受ける軽油について、それぞれの軽油に係る特別徴収義務者から当該販売業者又は当該特約業者へ至る軽油の取引のすべてについて委託販売契約が締結されており、かつ、これらの委託販売契約が無ければ当該販売業者又は当該特約業者の軽油の引取りが法第144条の2第2項の規定により特別徴収義務者から軽油の引取りを行ったものとみなされるとき。

② ①イについて、(2)の委託販売軽油と同様の取扱いを認める場合には、都道府県は、(2)②のほか、軽油の商流（軽油の商取引上の流れ）及び物流（現実の軽油の流れ）を示すフロー図、商流に係るすべての委託販売契約書の写しその他軽油の委託販売関係を証する書類が添付されていることを確認するものとする。

(4) 委託販売における不正への対応

① 都道府県による調査

都道府県においては、課税事務の適正な執行のため、特別徴収義務者及び販売業者が備える仕入れ、販売、在庫数量等に係る帳簿などの調査を適宜実施するものとする。

② 罰則の適用関係

ア 委託販売による軽油の管理は、当該軽油に係る軽油引取税を徴収して納入すべき特別徴収義務者が行わなければならないものであるため、当該特別徴収義務者が自ら虚偽申告により納入すべき軽油引取税を納入しなかった場合はもとより、販売業者が在庫数量を虚偽報告したこと等により、当該特別徴収義務者が徴収して納入すべき軽油引取税を納入しなかった場合にも、法第144条の41により当該特別徴収義務者は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金等に処されることになる。なお、この場合、当該特別徴収義務者は特約業者等の指定を取り消されることになる。

イ 特別徴収義務者及び販売業者については、法第144条の36により帳簿記載義務が課されており、帳簿に虚偽の記載をした場合等は、法第144条の37により20万円以下の罰金に処され、また、都道府県の調査に対して拒否をすれば、法第144条の12により1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されることになる。

